

地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）の
主な改定箇所説明資料

項目番号	項目名	ページ	改訂内容
—	—	—	施行令3条の改定内容（熱・都市ガスの事業者別排出係数の使用）をマニュアルに反映した。※
3-1.	—	10	灯油ボイラー等、灯油を使用しても家庭用機器及びディーゼル機関のどちらにも該当しないケースもあるとの説明を追加した。
3-3-3.	算定方法（活動の区分や排出係数）	14	自治体の判断により、SHK制度（7条）により、「公表された排出係数」や「算出した算定項目」を、実行計画（3条）の算定にも使用が可能とする方針を追加。
3-4-1.	二酸化炭素（CO ₂ ）（地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号）	16	都市ガスの活動量の把握方法について追記した。
3-4-1.	二酸化炭素（CO ₂ ）（地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号）	17	通常の排出係数を用いて算定することが必須で、クレジット等を反映した排出係数を用いた算定はオプションであることを追記した。
3-4-1.	二酸化炭素（CO ₂ ）（地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号）	21	燃料電池自動車（FCV）に関する記述を追加した。
3-4-1.	二酸化炭素（CO ₂ ）（地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号）	42	ドライアイスの使用によるCO ₂ 算定の考え方を追加した。
3-4-2.	メタン（CH ₄ ）（地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第2号）	45	脚注にガス吸収冷温水機に関する説明を追加した。
3-4-2.	メタン（CH ₄ ）（地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第2号）	46	ガスヒートポンプの取り扱いや活動量把握方法について追記した。
3-4-2.	メタン（CH ₄ ）（地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第2号）	64	消化ガスとしてのCH ₄ 回収分は算定対象から控除可能との説明を追記した。
3-4-2.	メタン（CH ₄ ）（地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第2号）	67	あくまでも地方公共団体の保有する施設内の浄化槽に限定して、浄化槽の処理対象人員を把握する必要があることを補足した。
3-4-6.	六ふっ化硫黄（SF ₆ ）（地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第6号）	113	電気機械器具における六ふっ化硫黄（SF ₆ ）の封入量は機器のメーカーに問い合わせると確認できる旨を追記した。

※、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第272号）」が令和5年9月1日に公布され、令和6年4月1日に施行されました。

この改正により、**令和6年度より、「都市ガス」及び「他人から供給された熱」の事業者別係数が導入されますので、令和6年度に算定する温室効果ガス総排出量からは、原則、当該「事業者別の係数（告示されたもの）」を用いることとなります。**ただし、「温室効果ガス総排出量」の算定時点で、事業者別の排出係数が告示されていない場合は、令和5年度施行令改正前の係数により算定いただいて問題ありません。

詳細については、（算定手法編）マニュアルp.15～（都市ガス）、p.31～（他人から供給された熱）にそれぞれ記載しておりますので、ご参照ください。